

第 101 回 科学技術部会	資料 1 - 1
平成 29 年 7 月 28 日	

厚生労働科学研究の成果に関する評価 (案)

(平成 28 年度報告書)

厚生科学審議会
科学技術部会

平成 29 年 7 月 ● 日

厚生労働科学研究の成果に関する評価（平成 28 年度報告書）

1. はじめに	1
2. 評価目的	2
3. 評価方法	5
1) 評価の対象と実施方法	5
2) 各研究事業の記述的評価	5
3) 終了課題の成果の評価	6
4) 評価作業の手順	7
4. 評価結果	8
1) 評価対象である研究事業の一覧	8
2) 各研究事業の記述的評価	10
I. 行政政策研究分野	
1. 政策科学総合研究事業	
(1) 政策科学推進研究事業	10
(2) 統計情報総合研究事業	12
(3) 臨床研究等 ICT 基盤構築研究事業	14
2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業	15
3. 厚生労働科学特別研究事業	17
II. 疾病・障害対策研究分野	
1. 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業	
(1) 健やか次世代育成総合研究事業	18
2. がん対策推進総合研究事業	
(1) がん政策研究事業	19
3. 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業	
(1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	20
(2) 女性の健康の包括的支援総合研究事業	22
(3) 難治性疾患等政策研究事業	
ア. 難治性疾患政策研究事業	23
イ. 免疫アレルギー疾患等政策研究事業（免疫アレルギー疾患政策研究分野）	25
ウ. 免疫アレルギー疾患等政策研究事業（移植医療基盤整備研究分野）	27
(4) 慢性の痛み政策研究事業	29
4. 長寿・障害総合研究事業	
(1) 長寿科学政策研究事業	30
(2) 認知症政策研究事業	31

(3) 障害者政策総合研究事業	33
5. 感染症対策総合研究事業	
(1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業	34
(2) エイズ対策研究事業	36
(3) 肝炎等克服政策研究事業	37
Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野	
1. 地域医療基盤開発推進研究事業	39
2. 労働安全衛生総合研究事業	40
3. 食品医薬品等リスク分析研究事業	
(1) 食品の安全確保推進研究事業	42
(2) カネミ油症に関する研究事業	44
(2) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業	45
(3) 化学物質リスク研究事業	47
4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業	49
3) 終了課題の成果の評価	50
5. 研究事業全体の評価	52

1. はじめに

厚生労働科学研究は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的として、社会的要請の強い諸課題を解決するための新たな科学的基盤を得るため、競争的な研究環境の形成を行いつつ、行政的に重要で先駆的な研究を支援してきた。厚生労働科学研究には、目的志向型研究（Mission-Oriented Research）という役割があり、国民の健康を守る政策等に貢献しえる研究成果が求められるところである。

研究の評価に関しては、科学技術基本法（平成7年法律第130号）に基づき策定された第2期科学技術基本計画（平成13年3月閣議決定）に、優れた成果を生み出す研究開発システムの必要性が指摘されたことから「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月内閣総理大臣決定。以下「旧大綱的指針」という。）が策定され、さらに平成16年度には、旧大綱的指針のフォローアップに基づき、我が国における研究開発評価システムの更なる発展を図るため旧大綱的指針が見直され、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月内閣総理大臣決定）が策定された。

近年の経済・社会における研究開発への期待の高まり等に的確に対応していくため、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）の制定などによる研究開発強化への取組の推進に対応して、より実効性の高い研究開発評価の実施推進を図るため、平成20年10月には、評価結果を次の研究開発につなげ、成果の国民・社会への還元を迅速化、被評価者の積極的関与を促進して評価を効率化するなど、さらに指針を見直して「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改定された。

その後、平成 23 年 8 月に閣議決定された第 4 期科学技術基本計画には、科学技術イノベーション政策における PDCA サイクルの確立と研究開発評価システムの改善及び充実の必要が、平成 28 年 1 月の第 5 期科学技術基本計画には、Society5.0 の推進、イノベーションの創出が謳われている。総合科学技術会議における意見具申を受け、平成 24 年 12 月、さらには平成 28 年 12 月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改正された。（3 ページ＜参考 1＞参照）。

これらに対応するため、厚生労働省では平成 14 年 8 月に「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」を策定し、旧大綱的指針の改定等により改定（平成 17 年 8 月、平成 20 年 4 月、平成 21 年 12 月、平成 22 年 4 月、平成 22 年 11 月、平成 27 年 4 月、平成 29 年 3 月）するなど、研究開発評価の一層効果的な実施に努めてきた。（3 ページ＜参考 2＞参照）。

特に、厚生科学審議会科学技術部会では、平成 15 年度より厚生労働科学研究補助金の制度及び成果を概観し、課題採択や資金配分の結果の適切性及び研究成果について評価を行っている。以上の背景を踏まえ、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会では、平成 28 年度の厚生労働科学研究補助金の成果の評価を「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」に基づき行うこととした（3 ページ＜参考 2＞参照）。

2. 評価目的

厚生科学審議会科学技術部会は、厚生労働科学研究について、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることにより、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元すること

を目的として評価を実施する。

評価結果については、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発の一層効果的な実施を図るものである。

<参考 1>

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）

第 1 章 基本的考え方

Ⅱ. 研究開発評価の改善への新しい取組（改定の方角）

第 5 期科学技術基本計画の根幹である「科学技術を振興し、研究開発成果を経済・社会の発展に活かす」を実現するため、また、前回大綱的指針では十分に対応できなかった課題を解決するため、以下の観点から改定を行う。

1. 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進

イノベーションを創出するためには、あるべき社会の姿を描き、その実現に向けて必要な手段を組み合わせることで解決を図ることが必要である。また、国費を用いてイノベーションを生み出すためには、あるべき社会の姿の実現を政策・施策等の目的として、具体的な政策・施策等の目標を設定し、それに必要な研究開発課題等の活動を組み合わせることで実行することとなる。

このとき、これらの活動のまとめりとして構成した『プログラム』の単位で研究開発を推進し、『プログラム』を推進する主体の行動及びその結果を評価していくことが重要であることを踏まえ、『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進を図る。

このため、研究開発プログラムの評価の意義を再徹底するために、『研究開発プログラム』の定義や求められる要件、研究開発プログラムとして評価すべき点等についての記述を充実する。

2. アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進

第 5 期科学技術基本計画の趣旨を踏まえ、アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発や、非連続なイノベーションの創出を重視した研究開発等を促進するにあたっては、既存の研究開発で用いていた評価項目・評価基準を用いた評価ではその促進を妨げることにもなりかねず、研究開発の特性に応じた評価が求められる。

このため、第 5 期科学技術基本計画で求められる研究開発及びそのマネジメント等に対応した研究開発評価に係る留意事項を新たに追加する。

3. 研究開発評価に係る負担の軽減

研究開発評価は、本来なすべき研究開発等の活動、意思決定、政策遂行の妨げにならなければならない、本末転倒にならぬよう、現場に過度の負担を強いることなく、イノベーション創出等、研究開発成果の最大化に向けた実効的な評価とする必要がある。

このため、研究開発評価に係る負担の軽減にかかる留意事項を可能な限り具体化するとともに、前回大綱的指針の記述のうち、関連する留意事項を集約する。

<参考 2>

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成 29 年 3 月 24 日一部改正）

第 5 編 研究開発プログラムの評価

第 1 章 評価の実施主体

研究事業の所管課が外部評価により評価を行う。なお、評価者の選任に当たっては、公平性の確保の観点から利害関係者を加えないことを原則とし、評価者名を公表する。

第2章 評価方法

研究開発評価は、その実施主体や評価対象、評価時期等において極めて多様である。特に、国費を用いて実施される研究開発は、様々な機関間の階層構造や機関内の階層構造の下で重層的に実施されていること、さらに研究開発は、事前・中間・事後・追跡評価と時系列的にも相互に関連しながら連続して実施されていくことから、評価については、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、加えて、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉え、総体としての目標の達成度合いを成否判定の基本とするとともに、その成否の要因を明らかにする。

また、個別課題の研究開発成果等に対して繰り返して重複した評価が実施されないよう、個々の個別課題等の評価結果を活用するなどしてそれらを全体として効果的・効率的に評価する。

第3章 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性、さらには、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点等から評価を行う。特に政策評価における政策目標との整合性を重視して行う。

「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義及び緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性及び発展性等）及び目的の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性及び発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（国民の健康・安全等）の創出、国益確保への貢献及び政策・施策の企画立案・実施への貢献等）及び国費を用いた研究開発としての妥当性（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や中期目標等への適合性、国の関与の必要性・緊急性及び他国の先進研究開発との比較における妥当性等）等がある。

「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性及び研究開発の手段やアプローチの妥当性等がある。

「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献及び人材の養成等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者や研究代表者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成及び知的基盤の整備への貢献等がある。

第4章 評価結果の取扱い

研究開発プログラムを実施する主体は、その評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材などの資源配分への反映、当該研究開発施策の改善に反映させる等の活用を図る。また、評価結果は、ホームページ等で公表するものとする。公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究開発成果・知的財産等について、それらを保護する観点から十分に配慮することとする。

3. 評価方法

1) 評価の対象と実施方法

評価対象は、(1) 厚生労働科学研究の各研究事業及び(2) 平成 28 年度終了課題の成果である。

なお、平成 28 年度終了課題の評価は、厚生労働科学研究成果データベース報告システムの「行政効果報告(助成研究成果追跡資料)^{注1}」(図 1)に登録された平成 29 年 6 月 15 日時点のデータを基礎資料として使用した。

^{注1}：「行政効果報告(助成研究成果追跡資料)」は、平成 17 年度の研究成果の報告より新たに導入したもの。厚生労働科学研究事業の成果について継続的な評価を行うため、研究者に対して、研究終了年度から 5 年間は随時 WEB 上でデータを更新することを願っている。

2) 各研究事業の記述的評価

今回作成した各研究事業の記述的評価は、これまでの事業の成果に基づいて、評価委員会委員等外部有識者が作成した。

その過程で各研究事業所管課(室)に「厚生労働科学研究の成果のまとめ(平成 28 年度)」(参考資料 2-3)を以下の項目に従って作成することを依頼し、記述的評価作成のための参考資料とした。

1. 研究事業の基本情報
2. 研究事業の予算、課題採択の状況
3. 研究事業の目的
4. 研究成果及び政策等への活用状況
5. 研究成果の評価
6. 改善すべき点、及び今後の課題

※論文、学会発表等の件数は、平成 28 年度終了課題を集計したものである。

3) 終了課題の成果の評価

平成 17 年度より、研究代表者が、研究終了課題の成果を随時WEB上で登録できるシステムを構築したことから、平成 17 年度終了研究課題より、当該研究課題の研究代表者に対して終了課題の成果のWEB入力を依頼し、その結果を基礎資料とした。調査項目は、成果と発表状況に関して行った。詳細は表 1 のとおりである。

表 1

1.成果	
1-1	専門的・学術的観点からの成果
	(1) 研究目的の成果
	(2) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義
1-2	臨床的観点からの成果
1-3	ガイドライン等の開発
1-4	その他の行政的観点からの成果
1-5	その他のインパクト等
2.発表状況	
2-1	原著論文
	(1) 和文
	(2) 英文等
2-2	その他の論文
	(1) 和文
	(2) 英文等
2-3	学会発表
	(1) 国内学会
	(2) 国際学会等
2-4	その他の成果
	(1) 特許の出願及び取得状況
	(2) 施策への反映件数
	(3) 普及・啓発活動

3.【主な原著論文20編】	
	(1) 同僚評価により査読された原著論文と短報
	(2) 厚生労働科学研究費の補助を受けたことが明記されたもの

行政効果報告 WEB 登録のイメージ

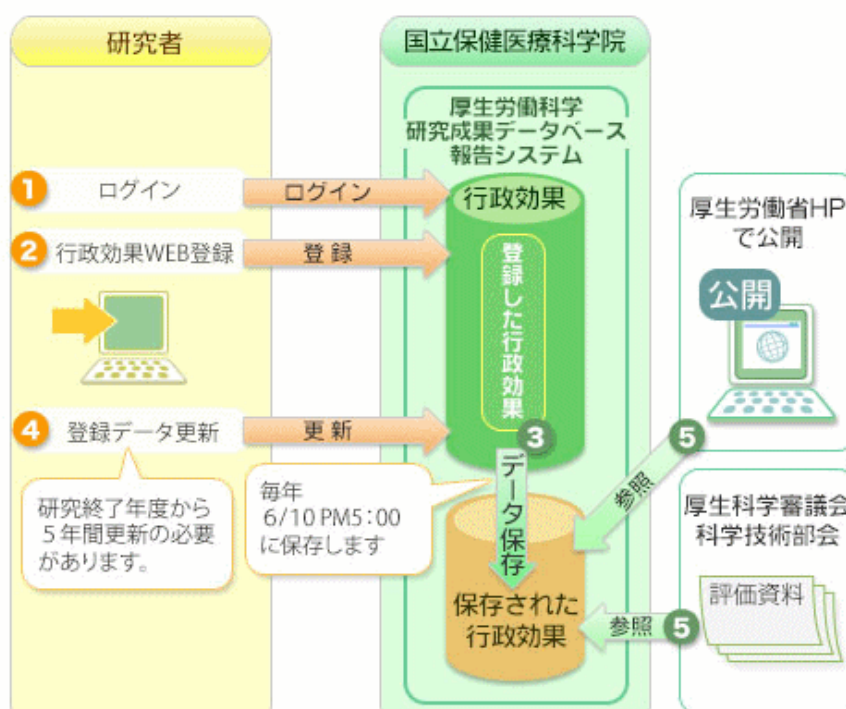


図 1

4) 評価作業の手順

各研究事業の所管課（室）より提出された評価委員等外部有識者の意見が加味された資料による評価と各研究事業の研究代表者がWEB登録した研究終了課題の成果の評価を行った。

なお、今回の評価を行うに当たり、研究事業所管課が研究事業の評価を行う際の指針（3ページ<参考2>参照）で示されている観点等を参考にした。

4. 評価結果

1) 評価対象である研究事業の一覧

I. 行政政策研究分野

1. 行政政策研究事業

(1) 政策科学推進研究事業

(2) 統計情報総合研究事業

(3) 臨床研究等 ICT 基盤構築研究事業

2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業

3. 厚生労働科学特別研究事業

II. 疾病・障害対策研究分野

1. 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

(1) 健やか次世代育成総合研究事業

2. がん対策推進総合研究事業

(1) がん政策研究事業

3. 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業

(1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

(2) 女性の健康の包括的支援総合研究事業

(3) 難治性疾患等政策研究事業

ア. 難治性疾患政策研究事業

イ. 免疫アレルギー疾患等政策研究事業（免疫アレルギー疾患政策研究分野）

ウ. 免疫アレルギー疾患等政策研究事業（移植医療基盤整備研究分野）

(4) 慢性の痛み政策研究事業

4. 長寿・障害総合研究事業

(1) 長寿科学政策研究事業

(2) 認知症政策研究事業

(3) 障害者政策総合研究事業

5. 感染症対策総合研究事業

(1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業

(2) エイズ対策研究事業

(3) 肝炎等克服政策研究事業

Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野

1. 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 労働安全衛生総合研究事業

3. 食品医薬品等リスク分析研究事業

(1) 食品の安全確保推進研究事業

(2) カネミ油症に関する研究事業

(3) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

(4) 化学物質リスク研究事業

4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業

2) 各研究事業の記述的評価

平成 28 年度 政策科学推進研究事業「成果に関する評価」

(291, 208 千円)

(研究事業の概要)

人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般に関する研究等、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び推進に資する研究事業を行った。

(研究事業の成果)

行政施策の企画立案につながる診療報酬における費用対効果や医療費の適正化の視点からの評価・分析や大規模データベースを用いたビッグデータ解析基盤の整備や活用方策に関する有益な研究成果が得られた。また、医療機関の機能評価等、機能評価係数の精緻化に必要な手法の検証を行い、本成果は平成 30 年度および以降の診療報酬改定における DPC 制度改定に反映される予定である。

さらに、子どもの貧困の実態と指標の構築や、医療経済評価の政策への応用に向けた標準的手法の整備に関する研究等を行い、その際の知見を参考に、厚生労働行政施策の企画立案、推進及び効率化に資する社会保障領域の研究に取り組んだ。

(成果の評価)

必要性：科学的根拠に基づいて、より質の高い施策立案を行うことが求められていることから、社会保障施策立案に資する学術的・実務的観点からの理論的実証的研究が必要である。

効率性：研究は事前評価委員会の審査を受けて採択されるが、その際、研究計画や費用対効果等の妥当性等を踏まえて研究の採択・実施が行われている。また、公募課題は、施策の推進において必要性・緊急性の高いものが取り上げられている。

有効性：多くの研究が喫緊の行政ニーズを反映しており、それらの成果が、少子化、医療、介護、社会福祉、年金等、社会保障全般に係る厚生労働行政に有効に活用されている。また、中長期的観点に立った社会保障施策の検討を行

う上で必要な基礎的な理論、データを蓄積する研究を行っている。

(改善すべき点、及び今後の課題)

事前評価では厚生労働行政の政策立案・運営、統計情報の整備及び利用の総合的な促進に資することが十分に見込める、ニーズに応じたテーマを厳選する必要がある。また、中間評価では、状況に応じて研究内容・方向性や期間の見直しを行うことで、研究費の有効活用を推進するべきである。

広範囲な分野にわたる研究事業にあたっては、各分野の専門研究者や様々な研究機関の協力を仰ぐなど研究体制の強化が必要である。

平成 28 年度 統計情報総合研究事業「成果に関する評価」

(21, 885 千円)

(研究事業の概要)

統計情報の精度の維持・向上、統計情報の分析・活用の推進、統計分野での国際的な比較可能性、利用可能性の向上等、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び推進に資する研究事業が行われた。

(研究事業の成果)

「中高年縦断調査」「21 世紀出生時縦断調査」のデータを利用し、社会状況の変化が高齢者や子供の健康に与える影響が明らかにされた。

統計情報分野では、ICD-11 改訂や医療行為の国際分類 (ICHI) の開発において、日本の意見を提言することで国際比較性を高めるとともに国際貢献を行う成果が得られた。

厚生労働統計間でのデータリンケージ、レセプトデータとのデータリンケージを行うことで、データ利活用の可能性を向上させる成果が得られた。

(成果の評価)

近年、科学的根拠 (エビデンス) に基づいた政策立案の必要性が求められており、エビデンスの創出のためにも統計データの利活用は不可欠であることから、統計データの質を向上させ、政策評価にも資するよりよいエビデンスを創出するための研究が必要である。研究は事前評価委員より研究計画・費用対効果などの妥当性を踏まえた上で審査・採択され、毎年中間・事後評価委員会で評価がなされている。公募課題においては、課題決定、採択審査、研究実施の各段階において省内関係部局と調整の上、施策の推進に重要性の高いものが取り上げられた。

多くの研究が、今後、社会保障制度の構築を図るための統計データを向上する上で重要な研究であり、厚生労働行政に有効に活用されている。国際分類に関する研究においては、統計情報の国際比較可能性の向上、我が国の知見を生かして国際貢献を行ってきた点での有効性は高い。

(改善すべき点、及び今後の課題)

エビデンスに基づく政策立案のために、今後も厚生労働統計の効果的な実施および有効性の確保を図りながら、国民生活の向上に真に寄与するためにより効率のよい統計調査を設計していく必要がある。本事業では既存のデータの利活用を推進する上での知見は順調に得られてきているが、効率よくデータを収

集するための研究は行われておらず、今後推進していく必要がある。

平成 28 年度 臨床研究等 ICT 基盤構築研究事業「成果に関する評価」

(183,533 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、健康・医療分野の大規模データの横断的な利活用や診断支援プログラムの策定により、医療の質向上・均てん化や診療支援の基盤となる仕組み作りを推進することを目的としている。

(研究事業の成果)

本研究事業は健康・医療分野の大規模データの収集・分析による医療の質の向上および均てん化を目的とし、平成 28 年度から開始した。

各医療データベースで異なる種類や形式で存在する医療データを一定の標準形式で収集する技術や自動的に匿名番号を付与する匿名化技術等、効率的・効果的にデータを収集する技術に関する研究、また各種データベースを軸としたデータ解析に関する研究を開始し、保健医療政策を推進するべくデータ解析の基盤構築が進められた。

(成果の評価)

本研究は保健・医療分野の大規模データの分析により、医療の質の向上、均てん化、診療支援などに貢献する ICT 基盤の基礎となる研究である。また、平成 29 年度 1 月から厚生労働省に「データヘルス推進本部」が設置され日本の医療情報を連結した ICT システムの構築、具体的なシステム化に向けた取組が開始されており、本研究成果は今後の施策に貢献するものと考えられる。

さらに、本研究事業は事前、および中間・事後評価委員会で研究の進捗状況を管理し、効率的かつ効果的な研究推進および予算運用が行われている。

(改善すべき点、及び今後の課題)

本研究事業は平成 28 年度から開始し、保健医療分野におけるデータの収集および解析研究に関しては目標達成に向けて順調に進捗している。一方で保健医療分野におけるデータは膨大であり、効率的な解析技術が必要である。人工知能 (AI) 技術は医療の質向上、診断支援に期待できるものであり、収集したデータを効率的かつ効果的に解析すべく、AI 技術を用いた解析基盤構築を強化すべきである。また、世界的な AI 開発競争の現状を踏まえ、医療分野における AI 技術活用の加速化を進めるべきである。さらに大量の医療データを AI 技術を用いて円滑に、かつ安全に解析できる環境作りや医療分野のデータ解析に特化した人材育成を進めるべきである。

平成 28 年度 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業
「成果に関する評価」

(31,791 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活かし、先端的な科学技術を活用することにより諸外国への貢献を図ること、及び得られた研究成果を元に効果的な保健医療分野の国際協力の充実を図ることを目的として、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成に資する研究等の事業を実施している。

(研究事業の成果)

「持続可能かつ公平なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の実現と我が国の国際貢献に関する研究」の成果は、ランセット誌に掲載され、G7 伊勢志摩サミットにおける議論の根拠となった。

また、その他にも、G7 神戸保健大臣会合に向けた我が国の方針に根拠を提供した研究成果があった。

(成果の評価)

本研究事業の成果は、G7 伊勢志摩サミットの保健アジェンダの議論の方向性や、WHO 等が開催する国際会議や SDGs の保健課題を選定する際の国際的な議論の場における我が国の対処方針の根拠となる等、大いに活用されると共に、Lancet 誌といった国際的な学術誌や WHO のガイドライン等に取り上げられている。国際保健分野の経験と研究業績を有する専門家を研究分担者とする研究班による計画が適切な事前評価を経て採択されており、その研究の成果をとりまとめた報告書が毎年度作成されるとともに、適切な中間・事後評価により研究班にフィードバックが行われることによって、効率的に研究事業が実施されている。本研究事業の補助金は 1 件あたり年間 1,000~10,000 千円程度であることを考えると、費用対効果は非常に高いと言える。

(改善すべき点、及び今後の課題)

平成 30 年度には、2016 年 G7 のフォローアップに加えて、これまでの研究で十分に対応できていなかった、SDGs で提示された目標やターゲットの保健関連項目を評価する必要がある。これらターゲットは非常に多岐に渡っており正確に評価出来ない項目もある。日本が国際社会にプレゼンスを保つためにも SDGs の達成度を正確にモニターすることは不可欠であり、知見の集積が求められている。また各国の政治情勢が大きく変動するなか、我が国に限られた財源の中

で保健分野における国際政策を主導又は国際技術協力等を強化することにより、より効果的に国際保健に貢献し、存在感を維持強化することが求められている。

平成 28 年度 厚生労働科学特別研究事業「成果に関する評価」

(297,406 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸課題について、行政による緊急、かつ、効果的な施策が必要な場合、先駆的な研究を支援し、当該課題を解決するための新たな科学的基盤を得ることを目的として実施している。

(研究事業の成果)

本事業の研究成果は、関連する審議会、検討会等における検討のための基礎資料とされる等、厚生労働省の各部局における施策の検討に活用されている。具体的には、平成 28 年度厚生労働科学特別研究事業課題の 1 つである「がんのゲノム医療提供体制構築のための基準策定に関する研究」では、体細胞変異等クリニカルシーケンシングに基づくがんゲノム医療に関する提言、ゲノム情報に基づく散発性腫瘍の予防・先制医療に関する提言等、ゲノム医療提供体制に関する提言に広く活用された。

(成果の評価)

平成 28 年度厚生労働科学特別研究事業課題の 1 つである「がんのゲノム医療提供体制構築のための基準策定に関する研究」では、がんゲノム医療ネットワークとしての分担と連携の中で、それぞれの医療機関が満たすべき要件を抽出することにより、この研究結果がゲノム中核病院の指定要件の検討につながる点が成果として評価された。

研究事業の推進にあたっては、各研究課題に進捗管理を厳密に行ったため、研究が効率的に遂行された。本事業は、厚生労働行政に直結する社会的養成の強い諸課題に対応するために不可欠な事業である。

(改善すべき点、及び今後の課題)

特になし。

平成 28 年度 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
(健やか次世代育成総合研究事業) 「成果に関する評価」

(170,331 千円)

(研究事業の概要)

子ども・子育ての分野においては、社会や家庭環境の変化により、解決すべき課題は、増加するとともに、多様化している。本事業は、妊産婦等の健康の保持増進と、次世代を担う子どもの健全育成の向上を目的として、戦略性をもって、これらの課題の解決に向けた研究等を実施している。

(研究事業の成果)

本事業は、母子保健分野の主要な施策である「健やか親子 21 (第 2 次)」やハイリスク妊産婦の把握と効果的な保健指導の在り方等に関する研究等が実施されている。これらの研究を通じ開発されたシステムや、作成されたマニュアル、パンフレット等の研究成果は、母子保健の現場に還元するなど、高い有効性が評価される。

(成果の評価)

母子保健分野における医療・保健・福祉の多様な行政的・科学的課題に対応するとともに、成育領域の疾患の診断・治療技術の標準化や開発を通じて、我が国の母子保健の水準を高く保ち、母子を取り巻く社会の変化に対応するためにも、本事業は重要である。

本事業は多岐にわたる母子保健の課題の中から、特に母子保健行政に資する重要な研究課題に焦点を当て、研究課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価及び研究が適切に行われたか等の事後評価を実施する等、外部有識者からなる評価委員会の十分な確認体制を敷き、進捗管理を行って事業を効率的に実施している。

本事業で開発されたシステムや作成されたマニュアル、パンフレット等は、実地臨床や自治体での保健・医療活動等に活用されている。

(改善すべき点、及び今後の課題)

これまで実施してきた子ども・子育て支援に関する研究、成育疾患に関する支援や医療提供体制の整備に関する研究に加え、切れ目のない支援として学童期・思春期から成人期に向けた保健対策に関する研究課題を推進する必要がある。

平成 28 年度 がん対策推進総合研究事業「成果に関する評価」

(336,566 千円)

(研究事業の概要)

がん研究 10 年戦略に基づいて、「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築」と、「がん対策の効果的な推進・普及」を目的として、がん対策推進基本計画の目標達成をめざす。

(研究事業の成果)

平成 28 年度の主な成果としては、乳がん患者家族の支援ツールの開発、患者・医療者向け就労支援教材の開発や中小企業向け両立支援ツールの作成、がん検診の受診勧奨資材の開発等が挙げられる。

(成果の評価)

本研究事業においては、行政的・社会的な研究として、「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究」、「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究」等、がん対策を推進する上で必要性・重要性の高い研究を推進したことで、着実な成果を上げており、がん対策の推進に寄与した。妥当な研究計画・実施体制・目標管理のもと、効率良く研究が進められており、がん対策の推進に資する有用な研究成果を継続的に出していくことが望まれる。

(改善すべき点、及び今後の課題)

がんは国民の疾病による最大の死亡原因となっており、がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づいて、がん対策が進められてきたところである。しかし、喫煙率やがん検診受診率の目標値が達成できず、新たな課題として、希少がん、難治性がん、小児がん、AYA 世代のがんへの対策、ゲノム医療等の新たな治療法等の推進、就労を含めた社会的な問題への対応が必要であること等が明らかとなってきた。今後、上記に掲げたような諸課題の解決に向けて「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究」、「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究」等、研究開発が必要とされる分野について重点的に推進すべきである。

平成 28 年度 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究事業
「成果に関する評価」

(402,752 千円)

(研究事業の概要)

生活習慣病は医療費の約 3 割、死亡者数の約 6 割を占めており、急速な高齢化を背景にますます重要な課題となっている。「健康日本 21 (第二次)」・「日本再興戦略」において、より一層生活習慣病対策を推進していくこととされている。本研究事業は、生活習慣病対策の各局面に貢献する科学的根拠を提供することを目的とする。

(研究事業の成果)

平成 28 年度の本研究事業で得られた健康寿命の経年変化を評価する方法の検討や非肥満の脳・心血管疾患危険因子保有者に対する保健指導方法の開発等の成果は、健康日本 21 (第二次) の中間評価、「特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会」における「標準的な健診・保健指導プログラム」の改訂、受動喫煙防止対策の徹底における議論、「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」での議論等に用いられた。

(成果の評価)

高齢化に伴い、生活習慣病及びその合併症対策の社会的重要性は増している中、健康寿命を延伸し、医療費・介護給付費の伸びを抑制して社会保障制度を持続可能なものとするためには、本研究事業から得られる科学的根拠を基に保健・医療の向上を目指すことが重要であり、本研究事業の必要性は高い。行政課題を明確化した後に研究課題を設定しているため、研究成果を施策に直接活かすことができ効率的であり、また、本研究事業は、国民健康づくり運動である「健康日本 21 (第二次)」と方向性を同じくしており、施策への反映が効率よく行える仕組みとなっている。多岐の分野にわたる専門の委員を含めた評価委員会を開催し、多角的な視点から評価を行うことで、研究事業の効率的な推進が図られている。本研究事業の成果は、生活習慣病予防のための正しい知識の普及や医療の質の向上等に資するものであり、その有効性は高い。

(改善すべき点、及び今後の課題)

今後も継続して、健康日本 21 (第二次) の最終的な目標であり、本研究事業の目指すところでもある健康寿命の延伸に寄与する科学的知見を創出していくことが求められる。また、これまでの本研究事業の成果は、平成 28 年度から

議論されている健康日本 21（第二次）の中間評価に資する科学的根拠を提出しているところではあるが、現在の行政課題だけでなく、将来起こりうる課題を見据え、健康日本 21（第二次）の中間評価以降の取組や次期国民健康づくり運動につながる科学的根拠を継続して創出していくことが重要であり、本研究事業を一層進めていくべきである。

平成 28 年度 女性の健康の包括的支援政策研究事業
「成果に関する評価」

(32,839 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業では、女性のライフステージに応じた取組や、社会的な側面も含めた生涯にわたる包括的な支援を行うための施策に資する、我が国における女性の健康にかかる実態の把握と支援に必要な情報提供や相談体制の構築、およびそれに必要な人材の育成を目的とする。

(研究事業の成果)

本事業は平成 27 年度から開始し、女性の健康の包括的支援のための情報基盤の整備と女性の健康における社会的決定要因に関する研究等を実施。女性の健康に関する正しい情報発信機能の整備を進めている。

(成果の評価)

本研究事業の成果を通じて、女性の健康に係る国民への正確な情報提供体制や必要な医療提供体制を整備することで、女性の健康が維持増進され、少子化対策、健康寿命の延伸、更に女性の社会参加を後押しすることによる社会・経済活動の活性化につながると考えられる。これらは国益に直結しており、社会的価値が高い。

(改善すべき点、及び今後の課題)

女性の健康の包括支援のためには、医療、保健、福祉、教育、労働といった様々な分野を含めた包括的な支援が必要。背景となる女性の雇用・経済的状況、地域社会・生活環境、家族・再生産領域（DV、虐待等）といった社会的決定要因が生活習慣、健康状態に及ぼす影響を明らかにした上で、その効果的な介入方法を開発する必要がある。

平成 28 年度 難治性疾患政策研究事業「成果に関する評価」

(1, 553, 221 千円)

(研究事業の概要)

難病法において規定されている難病および小児慢性特定疾病等に対して、診療体制の構築、疫学研究、普及啓発、診断基準・診療ガイドラインの作成・改訂、小児成人期移行医療（トランジション）の推進、関連研究やデータベース等との連携等を行い、病態解明や医療水準の向上に貢献することを目標としている。

(研究事業の成果)

1. 研究対象590疾患（平成28年度末までの累積）のうち、
 - ・ 診断基準の策定・改訂を目標とした391疾患中272疾患（69.6%）で達成。
 - ・ 重症度分類の策定・改訂を目標とした333疾患中270疾患（81.1%）で達成。
 - ・ 診療ガイドラインの策定・改訂を目標とした372疾患中165疾患（44.4%）で達成。
 - ・ それらのうち、学会承認済みであるものは、上記3項目いずれにおいても、約70%程度であった。
2. 指定難病 330 疾病に対する難病データベースについて、平成 29 年度中の稼働に向けたシステム改修に取り組んだ。

(成果の評価)

引き続き、指定難病や小児慢性特定疾病の追加の検討をおこなう予定であるため、検討に資する情報の収集を継続する必要がある。既に全 330 疾病の指定難病は、本事業の研究班でカバーされており、指定難病以外の小児慢性特定疾病等の関連疾病についても広く研究対象としている。また、小児成人移行期医療を推進する観点から、小児・成人の研究者間の連携も十分に取られている。各研究班は、関連学会と連携した全国的研究体制のもと、診断基準、診療ガイドライン等の作成や改訂を行うだけでなく、診療体制の中核を担い、また、学会や患者会と連携した普及啓発活動など、様々な手法により医療水準の向上を実践している。

(改善すべき点、及び今後の課題)

難病対策と小児慢性特定疾病対策を安定的に継続するために、疾病間の公平性を担保するための研究や、追加疾病の検討に対応するための情報収集、制度や対象疾病そのものの普及啓発活動等をさらに進める必要がある。また、平成

29 年度中に稼働予定の難病データベースの有効活用、平成 30 年度から開始される都道府県難病診療連携拠点病院を中心とした難病診療連携体制の構築等のため、本事業のさらなる推進が必要である。

平成 28 年度 免疫アレルギー疾患等政策研究事業
(免疫アレルギー疾患政策研究分野) 「成果に関する評価」

(32,376 千円)

(研究事業の概要)

免疫アレルギー疾患は、国民の約半数が何らかの形で有しており、長期にわたり生活の質(QOL)を低下させるため、国民の健康上重大な問題となっている。免疫アレルギー疾患について、現状を把握し、予防、診断、及び治療法に関する新規技術を開発・普及させることにより、国民に対してより良質かつ適切な医療の提供を目指す。予防・診断・治療に関する新規技術等の開発を進めるとともに、得られた成果をガイドラインなどに反映させて、標準治療の均てん化を図り、免疫アレルギーに関わる医療全体の底上げを行う。

【うち腎分野】

慢性腎臓病(CKD)の医療水準の向上による新規透析導入患者減少を実現することを目的とする。

(研究事業の成果)

リウマチ疾患に対しては、平成 26 年度から開始してきた研究班において、関節リウマチに対しての診療標準化に向けての研究を行い、リウマチ診療の地域格差、施設間格差の実態調査を施行し、さらには一般医向けの診療ガイドラインをとりまとめた。また、小児におけるリウマチ性疾患の実態調査を行い、診療可能施設のネットワーク構築を行った。アレルギー疾患に対してはアトピー性皮膚炎のガイドライン作成、食物アレルギーにおける医師、栄養士、患者向けの手引きの作成を行っている。さらにアレルギー疾患における医療提供体制の基礎作りにもなった。

【うち腎分野】

日本腎臓学会と日本糖尿病学会等の関連学会が連携し、CKD の患者紹介基準やガイドラインの作成・普及にむけた検討を行った。また、「今後の腎疾患対策のあり方について」(平成 20 年 3 月 腎疾患対策検討会)の改訂に向けたエビデンスの収集を行った。

(成果の評価)

免疫アレルギー疾患は患者数も多く、長期にわたり QOL を低下させるため、国民の健康上重大な問題となっている。有病率が比較的高い割に未だ病態の解明や効果的な治療方法が未確立な領域であり、高いレベルでのエビデンスの集積が求められる。免疫アレルギー疾患について、現状を把握し、予防、診断、

及び治療法に関する新規技術を普及させることにより、国民に対してより良質かつ適切な医療の提供を目指すことが必要である。こうした点からも、一般医向けのリウマチ診療やアトピー性皮膚炎診療のガイドライン作成、食物アレルギーにおける医師、栄養士、患者向けの手引きの作成など、疾患対策として、有益である。

【うち腎分野】

新規透析導入患者減少を実現するため、関連学会、医師会、行政等との強力な連携のもと、生活習慣病対策と難病対策が協働したCKD診療連携を構築する。また、研究で得られたエビデンスは、平成30年度中に予定している、「今後の腎疾患対策のあり方について」の更新に活用する。

（改善すべき点、及び今後の課題）

免疫アレルギー疾患の予防法及び根治的治療法の研究開発にこれからも着実に取り組み、これらの研究結果の普及を行うとともに、標準治療の均てん化を図り、免疫アレルギーに関わる医療全体の底上げを行う。まずは各疾患の現状（患者数、医療機関の受診状況、自己管理法等）を把握するための大規模疫学調査が喫緊の課題である。現在策定中、および今後策定を予定しているガイドラインや手引きにおいては、非専門医や患者団体代表など幅広いメンバーを加え、多様な意見を反映させ、また刊行前にはパブリックコメントを求めることで、より質の高い成果物とすべきである。

【うち腎分野】

効果的・効率的なCKD診療連携の構築のためには、関連学会や医師会等との連携をさらに強化する必要がある。

平成 28 年度 免疫アレルギー疾患等政策研究事業
(移植医療基盤整備研究分野) 「成果に関する評価」

(38,066 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は造血幹細胞移植領域及び臓器移植領域双方について患者・ドナー双方の立場からみた適切な移植医療の推進のための社会的基盤の構築を目的として、造血幹細胞移植ドナーの安全性・QOL 向上の研究や、臓器提供をする医療スタッフの教育プログラムの開発、脳死患者家族への選択肢提示の方法を構築する研究などを実施している。

(研究事業の成果)

具体的には、造血幹細胞移植領域ではドナーの安全情報の管理については血縁と非血縁のドナー安全委員会において全く独立して行われている実態が明らかとなり、ドナー安全情報管理の一元化について重要性が確認されたため、学会、骨髄バンクがデータセンターと協力し、これに取り組む体制が開始された。また患者側・ドナー側から見た骨髄バンクコーディネートの実態把握調査を行い、詳細なコーディネート途中での終了時期や終了理由が判明した。臓器移植領域では、脳死下臓器提供における脳死患者家族の選択肢提示に係る実態解明や、臓器提供施設の負担を明らかにし、提供施設の負担軽減策を提案するという成果が得られた。

(成果の評価)

造血幹細胞移植領域では、造血幹細胞移植ドナーの安全性と利用促進に向けた研究では非血縁者間末梢血幹細胞採取ドナーの状況をまとめ、移植の条件緩和を行ったことで平成 28 年度の移植数は前年度より倍増し、今後も増加が期待できる。また臍帯血中の造血幹細胞数の測定方法の開発の研究成果や、臓器移植領域での小児も含めた脳死下臓器提供の選択肢提示における実態解明や医療スタッフの教育研修プログラムの開発は、安定した体制を構築するためには必要で有り、行政的意義は大きい。また造血幹細胞移植データの有効活用に向けた研究や臓器あわせん業務分析の成果は移植医療分野に大きく貢献し、我が国固有の課題に即した体制整備への政策提言やガイドライン作成などへの有効性も期待できる。各研究事業において医療施設間や各バンク、コーディネーターが協同したことで、効率的に研究事業が遂行された。

(改善すべき点、及び今後の課題)

移植医療分野においては、第三者であるドナーとの関わりが必須である特殊な医療であり、移植医療の社会的基盤の構築は今後も大きな課題である。造血幹細胞移植領域では、ドナーに侵襲の少ない臍帯血移植の成績は向上し、今後臍帯血移植数の増加が予測され、臍帯血の公開数の維持が重要である。廃棄率を改善し、質のよい臍帯血の安定した確保のための対策を検討する必要がある。臓器移植領域では、脳死下臓器提供数は微増しているが、移植希望待機者数と比較すると不十分であり、適切な選択肢提示方法に関する研究は十分に推進されていない。小児も含めた臓器提供体制の構築の研究では、さらなる負担軽減策の提言が必要である。同時にコーディネート期間短縮化や効率的な造血幹細胞提供体制の構築、臓器提供施設の負担軽減策や脳死家族へのよりよい選択肢提示方法の検討などを推進していく必要がある。

平成 28 年度 慢性の痛み政策研究事業「成果に関する評価」

(50,000 千円)

(研究事業の概要)

「慢性疼痛は、精神医学的要因、心理学的要因、社会的な要因が複雑に関与して痛みを増悪させ遷延させている」との観点から、平成25年度より、チームアプローチにより痛みを診療する「痛みセンター」を発展させてきた（平成28年3月現在19箇所）。今後は、痛みセンターを核とした慢性痛診療システムを普及する必要がある。

(研究事業の成果)

平成 28 年度は、1) 全国 19 施設の痛みセンターにおける集学的診療体制の整備と運営、2) 共通ツールによる患者評価、3) 運動療法と教育・認知行動療法介入方法の改善、4) 痛みセンターを拠点とした周辺クリニックとの連携、5) 普及啓発および患者教育用ツールの作成 等をおこなった。

(成果の評価)

器質的な面だけでなく、心理社会的要因も関与する慢性疼痛患者に対して、診療科横断的に、臨床心理士や理学療法士なども含む多職種連携体制で、認知行動療法を含めた多角的なアプローチにより診療をおこなう痛みセンターを構築してきた（平成29年3月現在計19箇所）ことは大きな成果である。今後は、痛みセンターでの診療効果が特に期待できる疾患や病態の患者群（スイートスポット患者群）の抽出や、慢性疼痛診療ガイドラインを作成・普及することが必要である。

痛みセンターを核とした慢性痛診療システムが普及することで、早期診断早期治療、また、より身近な医療機関で適切な医療を提供できる。また、認知行動療法が有効な方では、QOLが改善し、職場復帰が可能となるケースもあり、医療経済的なメリットも期待できる。

(改善すべき点、及び今後の課題)

レジストリを構築することで、痛みセンターにおける疼痛診療のエビデンスを速やかに蓄積し、主要関連学会から承認された慢性疼痛診療ガイドラインの作成を進めるべきである。

平成 28 年度 長寿科学政策研究事業「成果に関する評価」

(89,643 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、介護保険にかかる諸課題等の解決に資する研究を実施することにより、効果的かつ効率的な介護サービスの提供を図ることを目的としている。

(研究事業の成果)

認知症ケアの地域別の実態を示されるとともに、アウトカム指標の一つとして、リスク調整済み要介護度悪化率の計測法が開発された。

医療保健レセプトと介護保険レセプトとを連結する仕組みが開発され、医療介護統合レセプトを活用した分析方法の提案を通じて、地域包括ケア体制を推進するための情報基盤が構築された。

(成果の評価)

我が国では急速な高齢化が進んでおり、2025 年に向けて地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題である。介護保険制度の創設以降、介護サービスは着実に拡充されてきたが、今後も効果的かつ効率的な介護サービスの提供に取り組み、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、医療ニーズを併せ持つ要介護者等に対応するサービスの充実を図ることが求められ、介護予防や在宅医療・介護連携、データ基盤の構築など、社会的影響の大きい分野の対策が優先されてきた。本研究事業の成果の活用により、科学的に裏付けられた介護として合理的かつ効果的な介護サービスの提供につながり、多くの国民の生活の質に寄与するのみでなく、介護給付費の適正化等に寄与することが期待される。

(改善すべき点、及び今後の課題)

2025 年に向けて地域包括ケアシステムの構築を推進するため、医療ニーズを有する中重度要介護者に対する介護サービスの向上を図り、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるようにする必要がある。一方で、介護給付費は年々増加し続けていくことが見込まれているため、医療ニーズを有する中重度要介護者をはじめとして、高齢者に適切かつ効率的に介護サービスの提供の充実を図る必要がある。平成 28 年度研究では、介護予防に資する研究、地域包括ケアシステム推進のための情報基盤の構築に関する研究等を行ってきたが、今後は、地域包括ケアシステム構築の一層の推進や、安定的で持続可能な介護保険制度の構築に資する科学的に裏付けられた介護に関する研究等を推進してもらいたい。

平成 28 年度 認知症政策研究事業「成果に関する評価」

(30,327 千円)

(研究事業の概要)

現在高齢者の 4 人に 1 人が認知症又はその予備群、2025 年には認知症高齢者が 700 万人と推計されている。現在その予防法は未確立で、早期診断は困難、根本的治療法は無く、ケア手法も十分に確立されていない。本研究事業は、そういった背景のもと認知症施策推進総合戦略の推進を目的として、主に認知症の人がやさしい地域作りや発症予防、早期診断・早期の適切な対応に関する研究を実施している。

(研究事業の成果)

具体的には、病院物忘れ外来における認知症当事者の徘徊の実態や特定の市町村地域における対象集団に対しての認知症の介護者に関する実態調査、インタビュー調査や既存の地域におけるデータを利用し、分析方法を変えることで、認知症の発症数やリスク要因等今後、認知症政策に反映させるための成果が得られている。また認知症に対する地域包括システムの実態について、地域ケア会議のあり方や認知症サポート医の活動実態、そして地域における医療・介護の連携のための地域包括センターの実態等が事例収集や分析が成果として得られている。

(成果の評価)

本研究事業の成果は、認知症高齢者に優しい地域作りにむけた、各地域市町村で行われている認知症に関する取組を調査し、そのデータを収集し、解析を行っており、認知症の早期診断・早期対応のための政策的観点における現状把握に必要な分析であり、認知症施策に貢献するものであり、行政的意義が大きい。またやさしい地域作りに向けて、認知症の発症予防、早期診断・早期の適切な対応に関する研究は、すでに医療介護者間での連携のための双方向型情報交換シート、在宅向け認知症対応マニュアル、認知症ケアの支援に資するよう脆弱性スクリーニングツール、認知症対応力向上を目指した研修プログラム等の作成はおおむね達成し、今後実態調査や課題を整理することで、認知症の早期悪化要因把握や医療・介護費用の効率化に活用されることが期待される。研究事業の推進にあたっては、各研究課題の進捗管理を厳密に行ったため研究が効率的に遂行された。

(改善すべき点、及び今後の課題)

本年度の研究では、若年性認知症の現状把握や就労支援、そして大都市部レベルでの特有な問題点等がまだ明らかになったとはいえ、現在社会問題となっている認知症の人に対する正しい知識の普及・啓発や当事者の視点を重視した施策への反映させるための実態については不十分と言える。これらの課題に関する研究については国際的にも、また国民からのニーズも高く、さらなる強化・充実が必要である。

平成 28 年度 障害者政策総合研究事業「成果に関する評価」

(411, 738 千円)

(研究事業の概要)

障害全般に関するリハビリテーションの適切な支援、正しい理解と社会参加の促進方策、地域において居宅・施設サービス等を提供できる体制づくり等の障害者保健福祉施策全般に関する研究を行う。

(研究事業の成果)

平成 28 年度は、平成 30 年度医療計画・障害福祉計画・介護保険計画の同時改訂の基礎資料の作成、障害福祉サービス事業所や就労移行支援事業所の職員のための研修教材の開発、発達障害者の支援体制の充足度点検のための評価ツールの開発、医療的ケア児数の把握手法の開発、就労アセスメント状況の検証、保護観察の対象となる薬物依存症者のコホート調査システムの開発、過去の災害被災者に関する解析用データベースの開発等を行った。

(成果の評価)

医療的ケア児数の把握手法の開発、就労アセスメント内容の課題抽出、障害福祉サービス事業所や就労移行支援事業所の職員のための研修教材開発・研修実施・効果検証などが行われたことは、社会的意義が高く、改正障害者総合支援法の施行に向けて重要である。

薬物依存症者のコホート調査システムの開発、過去の災害被災者に関する解析用データベースの開発、DPAT 研修資料の作成、NDB データに基づく平成 30 年度医療計画・障害福祉計画・介護保険計画改訂の基礎資料作成などは、精神科医療提供体制の機能強化、地域生活支援の強化、依存症対策を推進する上で行政的意義が大きい。

(改善すべき点、及び今後の課題)

平成 29 年度までに実施している研究事業については、平成 30 年度に予定されている改正障害者総合支援法及び障害福祉サービス等報酬改定に関連した事項について、その基礎資料を得ることを目的として実施された研究課題などが主となっている。平成 30 年度以降は、効率的・効果的な制度運営に資する研究や、適正な障害福祉サービスの提供に資する研究や、適切な精神医療保健体制の整備に資する研究の推進が求められる。

平成 28 年度 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
「成果に関する評価」

(238, 855 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、国内外の新興・再興感染症から国民の健康を守るために、その時々感染症に関する行政課題を解決することを目的として、予防接種を含む新興・再興感染症に対する行政施策の科学的根拠を得るために必要な研究を実施している。

(研究事業の成果)

具体的には、(1) 感染症の全般的対策に資する情報を得るための基盤としてのサーベイランスシステムの改善や集められたデータの利用促進についての検討、(2) 個別の感染症に対して、対応マニュアルの作成や全国の地方衛生研究所での検査診断法の精度管理等の検査体制の評価、(3) 予防接種基本計画に定められた優先的に開発及び定期接種化を検討すべきワクチン及び既存のワクチン等に関する有効性・安全性等の評価などを実施した。

(成果の評価)

本研究事業は、個別の研究課題の成果を通じて、我が国の総合的な感染症対策に寄与しており、全体的評価は高い。例えば、感染症サーベイランスは、我が国の感染症対策を行う上で、発生動向の迅速な把握や対策の有効性の評価に非常に重要である。また、ワクチンの有効性・安全性等を評価することは、予防接種施策の推進に資するものとして大変必要性が高く有効な研究である。

数ある行政課題の中から、優先的に検討すべき課題を抽出し検討の対象としており、研究の目標や計画についても、行政課題を解決するために最も効率が良いように設計してある。これらのことから、本研究事業は効率性が高いと評価出来る。

さらに、研究者の能力や研究の進捗についても、評価委員会で厳正な審査を行っており、全体として良い評価が得られている。これらのことから、有効性の高い研究が行われており、社会的な貢献が大きいものと評価出来る。

(改善すべき点、及び今後の課題)

本研究事業では、その目的を達成するために、現行の感染症対策を評価し改善すべき課題を抽出する研究、感染症サーベイランス体制の維持やさらなる充実のための研究、特定感染症予防指針の改正を行うための基礎となる研究、国

内で経験することの少ない感染症に対する診療の質の向上やその標準化に資する研究、各地域における課題の抽出や対策の推進に資する研究、予防接種に関する政策決定を行うための基礎となるデータを得る研究等の、国民の健康を守るために重要な研究を行っており、今後とも継続していくべきである。

平成 28 年度 エイズ対策政策研究事業「成果に関する評価」

(608,727 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、H I V感染者、エイズ患者への効果的な対策を推進するとともに、H I V訴訟の和解を踏まえた恒久対策の一環として必要な研究成果を得ることを目的として、医療体制の整備に関する研究、検査機会拡大のための研究、血液製剤によるH I V感染被害者(H I V訴訟原告団)の長期療養体制の構築に関する患者参加型研究などを実施している。

(研究事業の成果)

具体的には、エイズ発生動向調査を補完する正確な疫学・臨床情報の把握、抗H I V治療のガイドラインの策定、血液製剤によるH I V感染被害者(H I V訴訟原告団)の長期療養に対するニーズの実態把握などの成果が得られた。

(成果の評価)

エイズ発生動向調査を補完する正確な疫学・臨床情報の把握は医療体制整備にあたり重要であり、今年度は、H I V感染症・エイズ患者の定期受診患者の治療状況が明らかになった。これにより UNAIDS が施策の指標と位置づける、ケアカスケードの作成にも大きく寄与した、また抗H I V治療ガイドラインの策定は、H I V日本のエイズ医療の標準化などに貢献するものであり、行政的意義が大きい。血液製剤によるH I V感染被害者(H I V訴訟原告団)の長期療養に対するニーズの中でも、特に有効なりハビリテーションのあり方について検討され、実際に全国のブロックにおいて研修会が実施され、普及が図られた。また研究事業の推進にあたっては、有識者が出席の上、成果発表会等を開催し、各研究課題間での情報共有や効率化を図った。

(改善すべき点、及び今後の課題)

H I V感染者・エイズ患者を取り巻く医療体制に関する研究では、持続的・効率的なケアカスケードの作成に資する情報収集、新規報告数の3割を占めるエイズ患者の検査受検・医療受診状況等の把握について更なる研究の強化が必要である。またH I V検査拡大に関しては、保健所等でのH I V検査数の減少が問題となる中で、新たな検査機会の提供を進めることが重要で、今後研究を進める必要がある。

平成 28 年度 肝炎等克服政策研究事業「成果に関する評価」

(206,086 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、肝炎対策基本法・肝炎対策基本指針に則り、国内最大級の感染症である肝炎の克服に向けた診療体制や社会基盤の整備等を目標に、関連する行政課題を解決するための研究が行われている。

(研究事業の成果)

具体的には、2000 年以後肝炎検査受検が進み、潜在キャリア数が減少しており、引き続き検査陽性者への受療勧奨やフォローアップ制度の活用が重要であることが明らかとなった。電子カルテを利用した肝炎ウイルス陽性者受診勧奨システムが多くの施設で普及可能となったことや、肝疾患患者を対象とした相談支援システムが作成され、より多くの相談事例が収集されている。また、「治療と仕事の両立支援のための肝疾患コーディネーターマニュアル」が作成された。

平成 22 年に施行された肝炎対策基本法に基づいて、平成 23 年に告示、平成 28 年 6 月に改正された肝炎対策基本指針において、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても進める必要があるとされている。また、平成 24 年度を初年度として取りまとめられ、平成 28 年 12 月に中間見直しが行われた肝炎研究 10 力年戦略においても肝炎に関する疫学・行政研究を含め総合的に研究を推進することが盛り込まれている。平成 28 年度に得られた研究成果は施策の企画立案や実施に科学的根拠を付与するものとして必要である。

(成果の評価)

各研究は専門性をもった研究者で実施され、研究協力者により適切にサポートが行われている。成果は研究発表会において評価委員によるヒアリングが行われ、効率性に関しても評価や助言を受けている。

研究成果は、平成 28 年 12 月に中間見直しが行われた肝炎研究 10 力年戦略の見直し等の参考資料として活用された。また、地方自治体担当者への会議や肝炎情報センター主催の医療従事者向けの研修会で成果を報告し、行政現場や臨床現場に還元されている。

(改善すべき点、及び今後の課題)

本邦には依然多くの肝炎ウイルスキャリアが存在し、感染を知らないまま潜

在しているキャリアや肝炎ウイルス陽性にもかかわらず定期的に医療機関を受診していない者への対応、肝炎患者等に関する偏見・差別への対策、肝硬変の病態別の実態把握、地域における病診連携の推進、肝がん再発を予防する治療法の開発、HBV ワクチン接種の適切な実施が課題として挙げられる。平成 28 年 6 月に改正された肝炎対策の推進に関する基本的な指針及び、平成 28 年 12 月に中間見直しを行った肝炎研究 10 カ年戦略においても、これらを課題として明記しており、これまで以上に肝炎総合対策の推進に資する研究事業を推進していく必要がある。

平成 28 年度 地域医療基盤開発推進研究事業「成果に関する評価」
(254, 713 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、国民や医療の現場が直面している喫緊の課題を迅速かつ的確に解決することを目的として、医療提供体制の構築・整備や医療人材の育成・確保などに関する研究事業が実施されている。

(研究事業の成果)

具体的には、医療計画における指標例を示した通知、救命救急センターの充実段階評価の見直し、歯科診療情報を表す電子用語集の構築、「中小規模病院看護管理支援事業ガイドライン」の策定、医療安全支援センターの「相談ガイドブック」の改訂、医療の質の共通指標の策定などの成果が得られ、医療政策における各分野の検討に活用されている。

(成果の評価)

本研究事業の成果は高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供するための体制の整備や、地域で継続して生活を送れるようにする体制の構築などに貢献するものであり、行政的意義が大きい。

本研究事業は、医療行政における喫緊の課題に柔軟に対応するため、研究期間を原則 2 年以下とし、評価委員の意見を反映させるため、担当官が研究班会議へ参加することなどを通じ定期的な進捗管理を行っている。また、より行政施策との関連が深い研究課題については、指定型として実施することにより、成果が直接施策に反映されるなど、有効性の高い研究となっている。

(改善すべき点、及び今後の課題)

社会保障制度改革の実現や新たな医療政策のニーズに応えるため、平成 29 年度以降についても引き続き、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム構築の推進などに資するような研究を推進する必要がある。また、本研究事業での成果が医療の現場等に広く周知、活用されるように実用性を高めていく必要がある。

平成 28 年度 労働安全衛生総合研究事業「成果に関する評価」

(87,244 千円)

(研究事業の概要)

職場における労働者の安全と健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関して、労働安全衛生行政の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする総合的な研究事業である。

(研究事業の成果)

これまでの研究成果については、例えば、

- ・「飲食店の労働災害防止のための自主対応を促進するサポート技術の開発とその展開方法に関する研究」においては、労働災害が増加傾向にある飲食店における労働災害防止対策に関する研究を進めている。その中でも中小規模職場についても継続的に実施が見込める安全衛生施策へ自主対応を促すツールの開発が期待される。

- ・「ストレスチェック制度による労働者のメンタルヘルス不調の予防と職場環境改善効果に関する研究」においては、制度導入後の実績把握を行い、今後の制度の見直しに有益な根拠の活用が期待される。

などがあり、限られた事業予算の中、平成 28 年度については 14 の研究課題を設定し、着実に行政施策に反映できる成果を得ている。

(成果の評価)

我が国における労働安全衛生を取り巻く課題は多岐にわたるが、第 12 次労働災害防止計画（以下「12 次防」という。）において掲げる「誰もが安心して健康に働くことができる社会」の実現を図るためには、本研究事業の効率的な実施を通じた科学的根拠の集積とこれに裏付けされた行政施策の推進が必要不可欠である。このため、本研究事業の実施に当たっては、時事に応じた課題に的確に対応するとともに、行政施策に直結するようなものとする必要がある。

(改善すべき点、及び今後の課題)

今後は、「オルトトルイジン等芳香族アミンによる膀胱がんの原因解明と予防に係る包括的研究」のような化学物質の対策上喫緊の課題に関する研究や、「ラベルへの化学物質の危険有害性情報の付加に関する調査と開発及びその効果の測定」といった、平成 26 年の労働安全衛生法改正により、ラベル表示やリスクアセスメント義務が拡大された有害物質の範囲拡大に対応した、リスク情

報の効率的な取得法の開発に必要な研究など、雇用・経済情勢の変化や行政政策の動向等に的確に対応したテーマを設定し、研究を適切に推進するとともに、その成果について行政政策に反映させることにより、労働災害防止対策の推進を図る必要がある。

平成 28 年度 食品の安全確保推進研究事業「成果に関する評価」

(485, 238 千円)

(研究事業の概要)

食品にかかるリスク管理機関として、科学的根拠に基づく施策を効果的に実施するために必要な科学的知見の収集及び手法の開発等を行う。

(研究事業の成果)

具体的には、成分規格未設定の既存添加物の現状整理、食品の残留農薬基準の設定方法や基準設定のための食品分類及び分析部位について、国際整合をより推進するために今後見直すべき事項が明らかにされた。食品中の放射性物質について、流通食品の買上調査や検査データの解析、検査法の評価等が実施される等、行政施策への寄与があった。さらに、食品衛生検査施設等に係る外部精度管理調査用の試料について、開発された一般細菌数検査用基材は、28 年度の外部精度管理調査で活用された。

食中毒関連では、下痢症患者から分離された毒素原性大腸菌 (EPEC) 株について詳細な解析を行うことにより、国内外で流行する EPEC の傾向を明らかにするとともに、3 種類の新規 O 血清群遺伝子型を特異的に検出できる PCR 法が開発された。

国際コーデックス委員会による食品の国際基準策定過程において、過去の同様の基準策定の経緯、各国の動向等を解析し、日本政府コメントの作成及び部会における日本政府発言に対する助言を行った。

(成果の評価)

食品の安全確保の推進に必要な、食品等の規格基準の設定、食品等の効果的・効率的な監視・検査体制、食品安全施策に係るリスクコミュニケーションの推進、HACCP の導入推進、評価に関する研究等の行政課題については、科学的な根拠に基づき施策を検討することが不可欠である。本研究事業では、食中毒対策、食品中の有害物質（残留農薬、放射線等）などの国民の関心の高い研究に加え、新たな課題への対応、また、リスクコミュニケーションの手法の開発や新たな検査法の開発等を行うなど、効率的・効果的に進められている。

得られた研究の成果は、食品安全行政の企画立案・評価を含め、日本国内で活用されるほか、国際機関にも提供される等、国際貢献にも活用されており、極めて有効性が高い。

(改善すべき点、及び今後の課題)

食品の安全確保の推進に必要な研究課題や、国民や事業者等に対して効果的にリスクコミュニケーションを行うための手法等の開発に資する研究課題などは重要であるため、引き続き、これらの研究を行う。

最近の国際的動向も踏まえ、食品安全行政における国際整合と科学的根拠に裏付けされる施策の推進のため、より一層研究を充実させる。特に、国際会議については、コーデックス委員会の各部会への参加について科学的な立場から複数年にわたる戦略を提案する。

平成 28 年度 カネミ油症に関する研究事業「成果に関する評価」

(209, 713 千円)

(研究事業の概要)

「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、カネミ油症に関して総合的な研究を推進し、ダイオキシン類の生物学的毒性の解明やカネミ油症の治療法等の開発等が行われている。

(研究事業の成果)

具体的には、カネミ油症患者の血液中ダイオキシン類濃度と症状や所見との相関、ダイオキシン類の生体内動態の推測、継世代への影響の解析などが行われた。

(成果の評価)

「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき実施され、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上やその成果の普及、活用及び発展を図るための研究が推進されており、極めて重要な研究事業である。

(改善すべき点、及び今後の課題)

「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究をより一層充実させるべきである。

平成 28 年度 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
「成果に関する評価」

(178, 780 千円)

(研究事業の概要)

医薬品・医療機器等の品質・安全性の確保対策や、血液事業、薬物乱用対策、薬剤師の資質向上等、薬事行政における課題の解決に向けて、科学的合理性と社会的正当性に基づいた規制・取締・制度設計等を行うための根拠の創出に資する研究を進める。

(研究事業の成果)

- ・ 不適切な広告を選別するための消費者の視点を基本とする「判断基準」を作成し、これを踏まえて「適正広告基準」等の見直し提案を行った。
- ・ 麻薬・向精神薬取締法など関連 4 法で厳しく規制される薬物及び植物、さらに今後これらの法律により規制される可能性の高い薬物及び植物について、迅速かつ効果的な分析と鑑別手法を提示した。
- ・ 医師と薬剤師が特定の患者の治療に関し契約を締結し、合意されたプロトコールに基づいて薬物治療管理を行う Protocol Based Pharmacotherapy Management (PBPM) について、がん患者を対象とした合意書を検討・作成し、患者の薬物療法における副作用の早期発見や関係機関間での情報共有に向けた取組を進めた。

(成果の評価)

- ・ 昭和 55 年の策定以来大きな見直しが行われてこなかった「医薬品等適正広告基準」について、広告実態の環境の変化を踏まえた見直しが行われることとなる。
- ・ 麻薬・向精神薬取締法など関連 4 法で厳しく規制される薬物及び植物、さらに今後これらの法律により規制される可能性の高い薬物及び植物について、迅速かつ効果的な分析と鑑別手法を提示したことは薬物の取締に貢献するものである。
- ・ がん患者に対する合意書の作成により、医療機関と薬局の連携体制の構築を推進するとともに、患者に対して専門的な薬物療法を提供することに貢献する。

(改善すべき点、及び今後の課題)

- ・平成 28 年度に実施した一般用医薬品の広告基準見直しの実績を踏まえ、平成 30 年度以降は化粧品も踏まえた見直し案の研究を進めるべきである。
- ・提示した分析・鑑別法を用いて必要な取締・規制を行っていく必要がある。
- ・平成 28 年度に作成した合意書をもとに、がん患者を対象とした実証研究により、PBPM による効果を検証するべきである。

平成 28 年度 化学物質リスク研究事業「成果に関する評価」

(365, 957 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業では、化学物質によるヒト健康へのリスクに関し、既存化学物質の総合的かつ迅速な評価、新規素材等に対する的確な評価手法の構築を実施するとともに、規制基準の設定等必要なリスク管理、的確な情報発信を通じ、国民の不安解消、安全な生活の確保を図ることを目的として、化学物質の有害性評価の迅速化・高度化に関する研究などが実施されている。

(研究事業の成果)

定量的構造活性相関(QSAR)の予測精度の向上を図るとともに、シックハウス問題(室内空気汚染問題)に係る化学物質の試験法の開発、多層カーボンナノチューブの毒性発現に係る知見の集積を行った。また、2種類の試験法がOECDテストガイドラインとして成立するなど国際貢献を果たした。

(成果の評価)

本研究事業は、日々の国民生活に利用される化学物質の有用性を踏まえ、化学物質を利用する上でヒト健康への影響を最小限に抑える目的で行う種々の行政施策の科学的基盤となる事業であり、国民生活の安全確保に大いに寄与する不可欠なものである。研究事業の推進にあたっては、研究班会議への出席など行政による進捗管理が適切に行われているほか、行政が主催する研究成果報告会において、研究班相互の意見交換を行うことにより、研究は効率的に遂行されている。また、本研究事業で得られた成果は、化学物質審査規制法、毒物及び劇物取締法、家庭用品規制法の各施策や、その他の分野への活用のみならず、化学物質の安全性評価に係る基礎データとして活用することにより国際的な試験法ガイドライン等の策定にも直結するなど、国際貢献にも資するものである。

(改善すべき点、及び今後の課題)

リスクを最小化した状態で化学物質を使用することが化学物質管理の国際的目標であり、この達成に向けて引き続き国際協調の下で化学物質の有害性評価を進めていくべきである。本研究事業では、この目標達成のため化学物質の有害性評価の迅速化、高度化に取り組むとともに、ナノマテリアル等の新規素材の安全性や子どもなどに対する化学物質の安全性、シックハウス(室内空気汚染)の問題等、生活環境中の化学物質の安全性について、調査や評価を進め、国民の不安解消、安全な生活の確保に資する成果の取得を目指すべきである。

研究の実施に当たっては、今年度も昨年度と同様、同じ研究分野の研究班相互の意見交換を積極的に実施するとともに、将来の化学物質の有害性評価を担う若手研究者の育成も念頭に置くことが必要である。

平成 28 年度 健康安全・危機管理対策総合研究事業
「成果に関する評価」

(274,419 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、安全・安心な国民生活の確保を目的とし、健康危機事象への対応を行う研究を実施している。

(研究事業の成果)

地域保健に関する災害時対応や人材育成に関する研究により、地域における健康安全の基盤形成に資する成果を得た。水道水質に関する多面的な研究により国民生活の維持に必須な水安全対策に資する成果を得た。公衆浴場等におけるレジオネラ属菌対策の研究や墓地埋葬行政についての研究により生活環境安全対策に資する成果を得た。また、テロリズム対策に関する研究等により、健康危機管理に関する重要な知見を得た。

(成果の評価)

本研究事業は、効果的な健康危機管理体制を常時確保するために必要不可欠なものであり、本研究事業における研究の多くは、健康危機事案の対応に当たる地方自治体や保健所・地方衛生研究所等の行政機関にとって実用性が高い「手引き」、「ガイドライン」、「基準値・検査方法」等の形でその成果が得られている。本事業は、更なる高度な専門性、迅速性、広域性が求められる全国の健康危機管理体制の底上げ・均てん化に大きな役割を果たすと評価している。

(改善すべき点、及び今後の課題)

健康危機管理事案の発生に際しては、地方自治体、他省庁、保健所等の行政機関によるサービスの充実・強化とともに、関係する職能団体や業界団体、さらには地域住民と協働できる体制をいち早く確保することが重要である。本事業は多様な健康危機課題を対象に、行政機関と関係機関・団体との連携及び地域住民との協働のあり方について、健康危機事案発生を想定した平時からの対応を検討するとともに、健康危機の発生防止、発生に備えた準備、発生時の対応のそれぞれの段階についての研究が実施されてきた。本事業は分野横断的対策と個別分野対策から成っており、時事の変化に対応するためにも、両者とも研究推進を図ることが重要である。また、今後、地方自治体や他省庁との連携を更に充実させ、より実行性のある総合的な対策を打ち出すことが必要であり、関連機関と連携した研究が必須である。

3) 終了課題の成果の評価

原著論文等による発表状況

今回個別の研究成果の数値が得られた 176 課題について、原著論文として総計 5,519 件、その他の論文総計 2,887 件、学会発表等総計 6,505 件が得られている。表 2 に研究事業ごとの総計を示す。なお、1 課題あたりの件数は、原著論文 31.4 件（15.3 件：難治性疾患政策研究を除いた場合。以下同じ。）、その他の論文 16.4 件（6.1 件）、学会発表 37.0 件（25.3 件）であった。

厚生労働省をはじめとする行政施策の形成・推進に貢献する基礎資料や、治療ガイドライン、施策の方向性を示す報告書、都道府県への通知、医療機関へのガイドライン等、施策の形成等に反映された件数及び予定反映件数を集計したところ 119 件であった。

終了課題のあった全ての研究事業において、論文発表及び学会発表がなされており、学術的な成果が得られているほか、施策への反映又は普及啓発活動に資する成果が得られており、終了課題については、概ね有効な成果が得られていると評価できる。

なお、本集計は平成 29 年 6 月 15 日時点の報告数を基礎資料としたものであるが、研究の終了直後であり、論文、学会発表、特許の出願及び取得状況、施策への反映等の数については今後増える可能性が高いこと、分野ごとに論文となる内容に大きな違いがあること、さらに研究事業によって研究班の規模等に差異があることなども考慮する必要がある。

表 2. 厚生労働科学研究費補助金の平成 28 年度終了課題の行政効果

研究事業	課題数	原著論文(件)		その他論文(件)		学会発表(件)		特許(件)		その他(件)	
		和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策への反映	普及啓発活動
政策科学総合研究(政策科学推進研究)	8	13	53	57	5	36	25	0	0	1	15
政策科学総合研究(統計情報総合研究)	2	0	0	0	0	18	5	0	0	0	0
政策科学総合研究(臨床研究等ICT基盤構築研究)	3	12	95	19	17	65	10	0	0	2	8
地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働科学特別研究	17	7	10	32	9	38	11	0	0	2	5
成育疾患克服等次世代育成基盤研究(健やか次世代育成総合研究)	5	16	46	17	2	76	23	0	0	2	3
がん対策推進総合研究	16	130	231	168	161	504	174	2	0	4	161
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究	6	26	188	18	2	94	24	0	0	2	1
女性の健康の包括的支援政策研究	2	1	16	0	0	7	4	0	0	0	0
難治性疾患政策研究	48	428	3,514	1,648	453	3,267	1,013	20	2	73	196
免疫アレルギー疾患等政策研究 免疫アレルギー疾患政策研究分野	3	28	95	36	1	22	3	0	0	2	3
免疫アレルギー疾患等政策研究 移植医療基盤整備研究分野	3	11	61	14	0	84	6	1	0	2	124
慢性の痛み政策研究	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長寿科学政策研究	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認知症政策研究	2	0	2	3	2	7	3	0	0	0	1
障害者政策総合研究	3	24	14	12	0	48	13	0	0	1	0
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究	5	45	30	16	7	67	7	0	0	2	27
エイズ対策政策研究	5	9	90	57	3	282	32	0	0	2	128
肝炎等克服政策研究	5	4	87	26	2	72	20	0	0	4	46
地域医療基盤開発推進研究	15	32	51	8	1	42	3	0	0	3	7
労働安全衛生総合研究	1	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0
食品の安全確保推進研究	7	11	44	2	4	86	16	0	2	1	1
カネミ油症に関する研究	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究	7	6	21	22	0	58	7	0	1	13	8
化学物質リスク研究	5	2	59	29	1	83	66	0	0	0	0
健康安全・危機管理対策総合研究	7	5	2	30	2	59	20	0	0	3	52
総計	176	810	4,709	2,214	673	5,018	1,487	23	5	119	787

(注) 各集計数は、平成 28 年度に研究が終了した厚生労働科学研究費の採択課題のうち、研究者によって「厚生労働科学研究成果データベース報告システム」に登録された件数を反映している(平成 29 年 6 月 15 日時点)。また、研究終了の直後であるため今後増える可能性が高いこと、分野ごとに論文となる内容に大きな違いがあること、さらに研究事業によって研究班の規模等に差異があること、なども考慮する必要がある。

5. 研究事業全体の評価

平成 28 年度の厚生労働科学研究費補助金の成果を評価した結果、研究事業の成果は適宜、学術誌に掲載されるなどされており、終了課題に関する集計では 5,519 件の原著論文がある等、学術的な成果が示されており、施策への反映について、終了課題に関する集計では 119 件あり、行政課題の解決に資する成果を挙げている研究事業があるものと判断できる。

公募研究課題については、行政的に必要な研究課題が公募され、新規分と継続分を合わせて応募課題数の 71.8% (588/819) が採択され、必要性、緊急性が高く、予算的にも効率的な研究課題が採択・実施されていると考えられる。また研究の成果を踏まえた研究事業・課題の見直しも行われており、効率性は高いものと判断できる。

各研究課題に対する評価方法についても適宜整備されており、各研究事業の評価委員会の評価委員が各分野の最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されており、また、評価委員会における中間評価では、当初の計画どおり研究が進行しているか否か到達度評価を実施し、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、効率的に研究事業が運営されていると判断できる。

いずれの事業においても行政部局との連携の下に研究が実施されており、研究事業全体として、学術的な成果はもとより、施策の形成への反映等の行政への貢献の観点からも有効性はあると評価でき、国民の健康・福祉の向上に一層資する研究がなされるよう、今後とも政策等への活用の観点も踏まえた研究成果の的確な評価委員会における評価及び評価結果を踏まえた研究の推進を図る必要がある。